

○宗像市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付要綱

令和6年9月27日

告示第202号

(趣旨)

第1条 この告示は、再生可能エネルギーの推進による地域脱炭素及び地域資源の循環する社会の実現に向け、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日環政計発第2203301号。以下「国交付要綱」という。）に定める事業のうち市長が認めるものの導入に係る経費の一部を予算の範囲内において補助する宗像市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金（以下「補助金」という。）について、国交付要綱、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日環政計発第2203303号。以下「国実施要領」という。）及び宗像市補助金等交付規則（平成15年宗像市規則第31号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示における用語の意義は、国交付要綱及び国実施要領の例による。

(補助対象事業等)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は次の各号に掲げるものとし、事業の内容、補助対象者及び補助額等は、別表に定めるとおりとする。

- (1) 家庭向け自家消費型太陽光発電設備等設置事業
- (2) 事業者向け自家消費型太陽光発電設備等設置事業
- (3) 地域共生・地域裨益型太陽光発電設備設置事業
- (4) 公共施設太陽光発電設備等設置事業

2 補助金の交付の要件は、次の各号に掲げるもののほか、前項に掲げる事業ごとに別表に定めるとおりとする。

- (1) 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであって、中古設備でないこと。
- (2) 各種法令等を遵守した設備であること。
- (3) 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について、J-クレジット制度への登録を行わないこと。
- (4) この告示に基づく補助事業等について、国又は地方公共団体等の他の補助金の交付決定若しくは交付を受け、又は受けようとしている事業でないこと。

3 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、国実施要領別表第1（交付対象事業費：設備整備事業）のとおりとする。

（交付の申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定にかかわらず、市長が別に定める日までに、宗像市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付申請書に、市長が別に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付の条件）

第5条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、規則第6条に定めるもののほか、次に掲げる条件を付するものとする。

（1）補助金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）その他の法令及び関連通知並びに国交付要綱の定めるところにより、適正に取り扱うこと。

（2）補助対象事業を遂行するため、売買、請負、その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならないこと。ただし、補助対象事業等の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

（3）補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、管理するための台帳を備え、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。

（4）取得財産等のうち、次に掲げる財産について、規則第21条の規定にかかわらず、市長の承諾を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保にし、又は取壊し（廃棄を含む。以下「処分」という。）を行わないこと。

ア 不動産及びその従物

イ 取得財産等の取得価格が単価50万円以上の機械及び器具、備品及びその他の重要な財産

（5）前号の取得財産等の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間とする。

（6）処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について（平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。この号において「財産処分承認基準」という。）の例による。また、財産処分承認基準第4に定める財産処分納付金について、環境大臣

又は地方環境事務所長が定める期間内に納付がない場合は、その未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて民法（明治29年法律第89号）第404条第1項の法定利率により計算した延滞金を徴するものとする。

(7) 市長は、補助対象事業の完了によって補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない限り、補助対象事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、補助金の全部又は一部に相当する金額を補助事業者に納付させることができる。

(状況報告等)

第6条 市長は、必要と認めるときは、補助事業者に対して、規則第11条に定めるもののほか、経理状況その他必要な事項について、報告をさせ、又は検査を行うことができる。

(実績報告等)

第7条 補助事業者は、規則第13条の規定にかかわらず、当該補助対象事業が完了したときから起算して60日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに、宗像市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業実績報告書に、市長が別に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、市長が指定する期間に発電した電力量や自家消費量等の実績について報告を求める場合、市長が指定する日までに、別に定める様式にて、市長に報告しなければならない。

(補助金の請求)

第8条 規則第14条に規定する補助金交付額確定通知を受けた者は、速やかに宗像市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、補助金の支払を受けた者が規則第17条の規定に該当すると認めたとき又はこの告示に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、その取消しに係る補助金の全部又は一部について期限を定めて返還させるものとする。

(関係書類の保管)

第11条 補助事業者は、補助金の収支に関する帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度

の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年10月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和12年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に交付の決定がされた補助金に対するこの告示の規定は、前項の規定にかかわらず、この告示の失効後もなおその効力を有する。

別表(第3条関係)

1 家庭向け自家消費型太陽光発電設備等設置事業

	事業の内容	補助対象者	補助額等	交付要件
ア	市内住宅等において使用する電力を供給する太陽光発電設備を自己所有、PPA又はリースにより設置する事業	次の各号のいずれかに該当する者で、規則第5条の2各号又は市税を滞納している者でないものとする。 (1) 個人であって、自ら居住する又は居住を予定する市内の	太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値及びパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い方の数値(小数点以下を切捨て)に1kWあたり7万円を乗じた額。ただし、4kWに相当する額を限度とする。	1 国実施要領別紙2の 2. 交付対象事業の内容のア(ア)に定める交付要件を満たすこと。 2 設備は市内に設置されるものであること。 3 太陽光発電設備の発電電力量等の計測器が設置されること。
イ	蓄電池設備(アの項の事業の付帯設備のものに限る。)を設置する事業	住宅又は当該住宅の敷地に太陽光発電設備又は蓄電池設備を設置する者であること。 (2) PPA事業者又はリース	蓄電池の価格(工事費込み、消費税及び地方消費税を除く。)に3分の1を乗じた額(千円未満切捨て)。ただし、6kWhに相当する額を限度とし、蓄電	国実施要領別紙2の2. 交付対象事業の内容のア(イ)に定める交付要件を満たすこと。

		事業者であつて、個人が居住する市内の住宅又は当該住宅の敷地に太陽光発電設備又は蓄電池設備を設置し、オンサイト P P A又はリース契約を締結したものであること。	池設備 1 k W hあたりの価格が家庭用（4, 8 0 0 A h ・セル相当の k W h 未満）のものにあつては 1 4 . 1 万円（工事費込み、消費税及び地方消費税を除く。）、事業用（4, 8 0 0 A h ・セル相当の k W h 以上）のものにあつては 1 6 万円（工事費込み、消費税及び地方消費税を除く。）を超えないものとする。	
--	--	--	--	--

2 事業者向け自家消費型太陽光発電設備等設置事業

	事業の内容	補助対象者	補助額等	交付要件
ア	市内事業所において使用する電力を供給する太陽光発電設備を自己所有、P P A又はリースにより設置する事業	次の各号のいずれかに該当する者で、規則第 5 条の 2 各号又は市税を滞納している者でないものとする (1) 市内で事業を営む又は営む予定の個人若しくは法人(P	太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値及びパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い方の数値（小数点以下を切捨て）に 1 k W あたり 5 万円を乗じた額。	1 国実施要領別紙 2 の 2 . 交付対象事業の内容のア（ア）に定める交付要件を満たすこと。 2 設備は市内に設置されるものであること。 3 太陽光発電設備の発電電力量等の計測器が設置されること。
イ	蓄電池設備（アの項の事業の付帯	P A事業者及びリース事業者を除く。）であつ	蓄電池の価格（工事費込み、消費税及び地方消費税を除く。）に 3	国実施要領別紙 2 の 2 . 交付対象事業の内容のア（イ）に定める交付要

<p>設備のものに限る。)を設置する事業</p>	<p>て、次に掲げる要件を全て満たすもの。</p> <p>ア 市内に有する事業所等又は当該事業所等の敷地に太陽光発電設備又は蓄電池設備を設置する者であること。</p> <p>イ 宗教活動又は政治活動を目的とする団体でないこと。</p> <p>ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業を営む者でないこと。</p> <p>(2) PPA事業者及びリース事業者であつて、市内にある</p>	<p>分の1を乗じた額(千円未満切捨て)。ただし、蓄電池設備1kWhあたりの価格が家庭用(4,800Ah・セル相当のkWh未満)のものにあつては14.1万円(工事費込み、消費税及び地方消費税を除く。)、事業用(4,800Ah・セル相当のkWh以上)のものにあつては16万円(工事費込み、消費税及び地方消費税を除く。)を超えないものとする。</p>	<p>件を満たすこと。</p>
--------------------------	--	---	-----------------

	事業所等又は当該事業所等の敷地に太陽光発電設備又は蓄電池設備を設置し、オンサイトPPA又はリース契約を締結したものであること。	
--	---	--

3 地域共生・地域裨益型太陽光発電設備設置事業

事業の内容	補助対象者	補助額等	交付要件
地域共生・地域裨益型の太陽光発電設備を設置する事業	市内に事業所を有し、又は有する予定の事業を営む個人若しくは法人	補助対象経費総額に2分の1を乗じた額 (千円未満切捨て)	1 国実施要領別紙2の2. 交付対象事業の内容のイ(キ)に定める交付要件を満たすこと。 2 市内に設置されるものであること。 3 太陽光発電設備の発電電力量等の計測器が設置されること。

4 公共施設太陽光発電設備等設置事業

	事業の内容	実施主体	補助額等	交付要件
ア	市公共施設において使用する電力を供給する太陽光発電設備を自己所有、PPA又はリースにより設置する事業	市と補助金を用いる事業で契約を締結した者	補助対象経費総額に2分の1を乗じた額 (千円未満切捨て)	1 国実施要領別紙2の2. 交付対象事業の内容のア(ア)に定める交付要件を満たすこと。 2 市内に設置されるものであること。 3 太陽光発電設備の発電電力量等の計測器が設置

			されること。
イ	蓄電池設備（アの項の事業の付帯設備のものに限る。）を設置する事業	蓄電池の価格（工事費込み、消費税及び地方消費税を除く。）に3分の2を乗じた額（千円未満切捨て）。ただし、蓄電池設備1kWhあたりの価格が家庭用（4,800Ah・セル相当のkWh未満）のものにあつては14.1万円（工事費込み、消費税及び地方消費税を除く。）、事業用（4,800Ah・セル相当のkWh以上）のものにあつては16万円（工事費込み、消費税及び地方消費税を除く。）を超えないものとする。	国実施要領別紙2の2. 交付対象事業の内容のアイに定める交付要件を満たすこと。